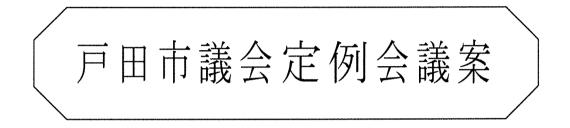
N 0. 1

平成27年第2回



埼玉県戸田市

		目	次		
議案第	2号	戸田市子どものための教	育・保育給付に	関する条例1]	頁
議案第	3号	戸田市行政手続条例の一	部を改正する条	例6〕	Ę
議案第	4号	戸田市特別職の職員で非 に関する条例の一部を改		酬及び費用弁償 9]	湏
議案第	5号	戸田市印鑑条例の一部を	改正する条例…		Ę
議案第	6号	戸田市住民基本台帳カー 改正する条例		る条例の一部を 11]	Ĩ
議案第	7号	戸田市高齢者総合介護福	祉条例の一部を	改正する条例12]	Ę
議案第	8号	戸田市指定地域密着型サ 運営に関する基準を定め		人員、設備及び 改正する条例15]	Ē
議案第	9号	戸田市指定地域密着型介 設備及び運営並びに指定 係る介護予防のための効 を定める条例の一部を改	地域密着型介護 果的な支援の方	予防サービスに	Lint.
議案第1	0号	戸田市指定介護予防支援 指定介護予防支援等に係 支援の方法に関する基準 する条例	系る介護予防の ^進 等を定める条	ための効果的な	lint
議案第1	1号	戸田市国民健康保険税条	例の一部を改正	する条例26頁	ЫЩ
議案第1	2号	戸田市立保育所設置及び	管理条例の一部	を改正する条例27頁	Ĩ
議案第1	3号	戸田市建築基準法等関係 する条例		例の一部を改正 28፤	LIT.
議案第1	4号	戸田市消防団条例の一部	を改正する条例		Ę

議案第15号	教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の 職務権限とするものを定める条例等の一部を改正する 条例43頁
議案第16号	戸田市学童等災害共済条例を廃止する条例44頁
議案第17号	戸田市上戸田福祉センター再整備工事請負変更契約に ついて45頁
議案第18号	指定管理者の指定について46頁
議案第19号	平成26年度戸田市一般会計補正予算(第9号) 別冊 No. 2
議案第20号	平成26年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第 5号)
議案第21号	平成26年度戸田市学童等災害共済事業特別会計補正 予算(第2号)
議案第22号	平成26年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 (第5号)
議案第23号	平成26年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計補正 予算(第4号)
議案第24号	平成26年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算(第4号)
議案第25号	平成26年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第3 号)
議案第26号	平成26年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算(第5号)
議案第27号	平成26年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
議案第28号	平成26年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 (第2号)

議案第29号	平成27年度戸田市一般会計予算	別冊 No.	3
議案第30号	平成27年度戸田市国民健康保険特別会計予算	別冊 No.	4
議案第31号	平成27年度戸田市中小企業従業員退職金等福祉共済 事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第32号	平成27年度戸田市市民医療センター特別会計予算	別冊 No.	4
議案第33号	平成27年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第34号	平成27年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第35号	平成27年度戸田市火災共済事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第36号	平成27年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第37号	平成27年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 予算	別冊 No.	4
議案第38号	平成27年度戸田市介護保険特別会計予算	別冊 No.	4
議案第39号	平成27年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 予算	別冊 No.	4
議案第40号	平成27年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算	別冊 No.	4
議案第41号	平成27年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第42号	平成27年度戸田市水道事業会計予算	別冊 No.	6
議案第43号	平成27年度戸田市下水道事業会計予算	別冊 No.	6

議案第2号

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下 「法」という。)に基づき、市が行う子どものための教育・保育給付に係る 保育料及び報告義務等の違反に対する罰則に関し必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法(昭和22年法律 第164号)において使用する用語の例による。

(保育料)

- 第3条 戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例(平成26年条例第24号)第13条第1項及び第43条第 1項に規定する利用者負担額(以下「保育料」という。)は、別表に定める とおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、月の途中において入所し、又は退所した場合に おけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その 額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 (保育料の徴収)
- 第4条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、保育所(市立保育所を除 く。)から保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支 給認定保護者等」という。)から、保育料を徴収する。
- 2 市長は、市立保育所から保育を受けた子どもの支給認定保護者等から、利 用料として保育料を徴収する。

(保育料の減免)

第5条 市長は、支給認定保護者等が災害その他やむを得ない理由によりその 負担すべき保育料を負担することが困難と認められるときは、当該保育料の 減額又は免除をすることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し10万円以下の過料

を科する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の 提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出 若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁 せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の 提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出 若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁 せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

別表(第3条関係)

1 教育標準時間認定を受けた子どもの保育料(1号給付)

世帯			
階層	世帯网	皆層区分の定義	保育料(月額)
区分			
第1	生活保護法(即	四和25年法律第144	円
	号)による被傷	そ護世帯	0
第2	第1階層を除	市町村民税非課税世帯	0
第3	き、市町村民	77,100円以下	13, 800
第4	税の額の区分	77,101 円以上	18, 200
	が次の区分に 211,200 円以下		
第5	該当する世帯	211,201 円以上	23, 400

2 保育認定を受けた子ども(3歳以上児)の保育料(2号給付)

-111- 111-				保育料	(月額)	
世帯	世帯階層区分の定義		3 歳児		4 歳以上児	
階層	世代阻遏	区方の定義	保育標	保育短	保育標	保育短
区分			準時間	時間	準時間	時間
第1	生活保護法によ	・て並促進世世	円	円	円	円
	生活体護体によ	この仮体護世市	0	0	0	0
第2	第1階層を除	市町村民税非課	0	0	0	0
	き、市町村民	税世帯				
第3	税の額の区分	均等割の額のみ	5,200	5,100	5,200	5,100
	が次の区分に	(所得割の額の				
	該当する世帯	ない世帯)				
第4		48,600円未満	7,100	6,900	7,100	6, 900
第5		48,600円以上	10,000	9,800	10,000	9, 800
		58,800円未満				
第6		58,800円以上	16,000	15,700	16,000	15, 700
		97,000 円未満				
第7		97,000円以上	23, 500	23, 100	20, 500	20, 100
		132,600 円未満				

第8	132,600 円以上	24, 500	24,000	21,000	20,600
	169,000 円未満				
第 9	169,000円以上	26, 500	26,000	22, 500	22, 100
	301,000 円未満				
第10	301,000 円以上	27, 500	27,000	23, 500	23, 100

3 保育認定を受けた子ども(3歳未満児)の保育料(3号給付)

世帯			保育料	(月額)
階層	世帯階層区分の定義		保育標準時間	保育短時間
区分				
第1	生活保護法に」	こる被保護世帯	円	円
			0	0
第2	第1階層を除	市町村民税非課	0	0
	き、市町村民	税世帯		
第3	税の額の区分	均等割の額のみ	7,600	7,400
	が次の区分に	(所得割の額の		
	該当する世帯	ない世帯)		
第4		48,600円未満	9, 500	9,300
第5		48,600円以上	12, 500	12, 200
		58,800円未満		
第6		58,800円以上	19, 500	19,100
		97,000円未満		
第7		97,000円以上	31,000	30, 400
		132,600 円未満		
第8		132,600 円以上	44,000	43, 200
		169,000 円未満		
第9		169,000 円以上	52,000	51,100
		301,000 円未満		
第10		301,000 円以上	57,000	56,000

備考

1 教育標準時間認定を受けた子どもとは法第19条第1項第1号に規定 する子どもをいい、保育認定を受けた子ども(3歳以上児)とは同項第 2号に規定する子どもをいい、保育認定を受けた子ども(3歳未満児) とは同項第3号に規定する子どもをいう。

- 2 世帯の階層の認定に当たっては、その保育を受ける子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の課税額の合計額により行うものとする。
- 3 保育標準時間とは1日11時間まで保育の利用が可能となる支給認定 区分をいい、保育短時間とは1日8時間まで保育の利用が可能となる支 給認定区分をいう。
- 4 均等割の額とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第 1項第1号に規定する均等割の額をいい、所得割の額とは同項第2号に 規定する所得割(所得割の計算に当たっては、同法第314条の7から 第314条の9まで、附則第5条、附則第5条の4及び附則第5条の4 の2の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額 又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額と する。
- 5 1の表において、同一世帯に小学3年生以下の児童が2人以上いる場合の保育料は、当該児童のうち教育標準時間認定を受けた子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。
- 6 2の表又は3の表において、同一世帯に特定教育・保育施設、特定地 域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治 療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医 療型児童発達支援を利用している児童が2人以上いる場合の保育料は、 当該児童のうち保育認定を受けた子どもが年齢の高い順から2人目のと きは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 7 3歳未満児又は3歳児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童 がその年度中に年齢がそれぞれ3歳又は4歳に達しても、その年度中は それぞれ当初の3歳未満児又は3歳児の保育料による。

議案第3号

戸田市行政手続条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続条例(平成10年条例第27号)の一部を次のように改正す る。

目次中

「第4章 行政指導(第30条一第35条)」

を

「第4章 行政指導(第30条一第35条の2)

第4章の2 処分等の求め(第35条の3)」

に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、 同条第4号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同条第5号とし、同条 中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例等をいう。 第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等を する権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すとき は、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる 規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指 導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該 行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止そ の他必要な措置を採ることを求めることができる。ただし、当該行政指導が その相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたもので あるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してし なければならない。
 - (1) 当該申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を 行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認め るときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を採らなければならない。 第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

- 第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正の ためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に 置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分を する権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に 対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることが できる。
- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してし なければならない。
 - (1) 当該申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(施行期日)

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 (戸田市税条例の一部改正)
- 2 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第3条の2第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第2条 第6号」を「第2条第7号」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に 改める。

(戸田市国民健康保険税条例の一部改正)

3 戸田市国民健康保険税条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のよう に改正する。

第24条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第2条第 6号」を「第2条第7号」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改 める。

平成27年2月23日提出

議案第4号

戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第56号 までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中

Γ

3	教育委員会	委員長	月額	63,000
		委員		60,000

を 「

3 教育委員会	委員	月額	60,000

に改め、第26項を削り、第27項を第26項とし、第28項から第56項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

戸田市長 神 保 国 男

Ţ

議案第5号

戸田市印鑑条例の一部を改正する条例

戸田市印鑑条例(昭和57年条例第2号)の一部を次のように改正する。 第7条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第14条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「第2条第1 号」を「第2条」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成27年9月19日から施行する。

平成27年2月23日提出

議案第6号

戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例 戸田市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年条例第33号) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「キオスク端末機」とは、民間事業者が設置し、戸 田市の電子計算組織と通信回線により接続した端末機で、利用者自らが必要 な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有する ものをいう。

第3条中「及び自動交付機」及び「(自動交付機において証明書等を交付する サービスについては、第1号から第4号までに掲げる証明書等を交付するサー ビスに限る。)」を削る。

附 則

この条例は、平成27年9月19日から施行する。

平成27年2月23日提出

議案第7号

戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例

戸田市高齢者総合介護福祉条例(平成12年条例第9号)の一部を次のよう に改正する。

第5条第5号シを次のように改める。

シ 高齢者生活援助サービス事業

第11条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平 成29年度まで」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 50,400円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53,700円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 67,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 80,600円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に 規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未 満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要 保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料 額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としな い状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ に該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 87,300円
 - ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 100,800円

- ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 114,200円
 - ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分 による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又 は第12号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 120,900円
 - ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分 による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イ に該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 127,600円
 - ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分 による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する 者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 134,400円
 - ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも 該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分 による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第

39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 141,100円

第11条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1 号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保 険料率は、同号の規定にかかわらず、規則で定める額とする。

第19条第1項中「24人」を「32人」に改め、同条第3項中「(昭和25 年法律第144号)」及び「同法第6条第2項に定める」を削る。

附則に次の1項を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条に規定する介護 予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

17 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業 については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑 な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わ ず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

別表第1高齢者生活援助活動員等派遣事業の項中「高齢者生活援助活動員等 派遣事業」を「高齢者生活援助サービス事業」に、「の派遣」を「によるサービ スの提供」に改め、「の各号」を削る。

別表第2中「高齢者生活援助活動員等派遣事業」を「高齢者生活援助サービ ス事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条の規定は、平成27年度分の保険料から 適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によ る。

平成27年2月23日提出

議案第8号

戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則(第83条第3項、第84条、第191条第10項、第192条第2項 及び第193条を除く。)中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居 宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報 告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業者」に、「複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業 者」に改める。

第6条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の 同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第 82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条 第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項 第3号」を「第82条第6項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」 を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指 定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、 随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目 指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同 条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が 第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対 応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービス の内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又 は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法 第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居 をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「にお いては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以 下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定 地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」 の次に「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加 える。

第78条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

- 第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知 症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家 族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して 採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通 所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指 定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合 は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条 第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれ かに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各 号」を「同表の中欄」に、「、当該指定小規模多機能型居宅介護従業者」を「、 同表の右欄に掲げる当該指定小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同項各 号を削り、同項に次の表を加える。

<u>北苏北京市相</u> 捷久搬船到		
当該指定小規模多機能型	指定認知症対応型共同生活介護	介護職員
居宅介護事業所に中欄に	事業所、指定地域密着型特定施	
掲げる施設等のいずれか	設、指定地域密着型介護老人福	
が併設されている場合	祉施設又は指定介護療養型医療	
	施設(医療法(昭和23年法律	
	第205号)第7条第2項第4	
	号に規定する療養病床を有する	
	診療所であるものに限る。)	
当該指定小規模多機能型	前項中欄に掲げる施設等、指定	看護師又は准
居宅介護事業所の同一敷	居宅サービスの事業を行う事業	看護師
地内に中欄に掲げる施設	所、指定定期巡回・随時対応型	
等のいずれかがある場合	訪問介護看護事業所、指定認知	
	症対応型通所介護事業所、指定	
	介護老人福祉施設又は介護老人	
	保健施設	

第82条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項 の中欄」に改める。

第83条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場 合の項の中欄」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第 193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」 を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サ テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人」を「登録 定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員 に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所にあっては12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」 を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防 サービス」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介 護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施 設を除く。第8項第1号、第17項、次条第1項第6号及び第180条第1項 第3号において同じ。)」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」 の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条に次の1項を加 える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、 当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は 指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は 指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に 改める。

第190条中「以下「指定複合型サービス」という。」を「施行規則第17条 の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指 定看護小規模多機能型居宅介護」という。」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型 居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介 護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護 を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に 改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機 能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指 定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス

(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。) が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に 改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指 定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」 の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第194条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中 「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、 同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員	
26人又は27人	16人	
28人	17人	
29人	18人	

第195条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規 模多機能型居宅介護の」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護 小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を 「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者 による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型 居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居 宅介護は」に改める。

第200条第1項及び第201条第2項中「指定複合型サービスの」を「指 定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第202条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介 護の」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

議案第9号

戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正 する。

支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条 第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)に は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るも のとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を 「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又 は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法 第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居を いう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「におい ては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6 項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」

に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模	指定認知症対応型共同生活介護	介護職員
多機能型居宅介護事業所	事業所、指定地域密着型特定施	
に中欄に掲げる施設等の	設、指定地域密着型介護老人福	
いずれかが併設されてい	祉施設又は指定介護療養型医療	
る場合	施設(医療法(昭和23年法律	
	第205号)第7条第2項第4	
	号に規定する療養病床を有する	
	診療所であるものに限る。)	
当該指定介護予防小規模	前項中欄に掲げる施設等、指定	看護師又は准
多機能型居宅介護事業所	居宅サービスの事業を行う事業	看護師
の同一敷地内に中欄に掲	所、指定定期巡回・随時対応型	
げる施設等のいずれかが	訪問介護看護事業所、指定認知	
ある場合	症対応型通所介護事業所、指定	
	介護老人福祉施設又は介護老人	
	保健施設	

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能 型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を 「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等 のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場 合の項の中欄」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指 定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業 所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サ テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人」 を「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に あっては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人」に改め、同号に次の表 を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条 まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」 を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条(第4項 を除く。)、第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

議案第10号

戸田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め

る条例の一部を改正する条例

戸田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平 成26年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第30条第14号」に改 め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同 号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ 繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第 14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第13号から第16号まで を1号ずつ繰り下げ、同条第12号中「(指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護 予防サービス等基準」という。)第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計 画をいう。)」を削り、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号 を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、 同条第1項に規定する会議から、同条第2項に規定する検討を行うための 資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合に は、これに協力するよう努めなければならない。 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

議案第11号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2項ただし書中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項た だし書中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項ただし書中「10万 円」を「12万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成27年2月23日提出

議案第12号

戸田市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

戸田市立保育所設置及び管理条例(昭和55年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に欠ける」を「を必要とする」に改める。

第4条第1号中「午前8時30分から午後4時30分まで」を「午前7時か ら午後6時まで」に改め、同条第2号中「午前8時30分から午後零時15分 まで」を「午前7時30分から午後6時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

議案第13号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例 第1条 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年条例第12号) の一部を次のように改正する。

別表第2を別記のように改める。

別表第3中

Г

	1	r	
2	低炭素化促	低炭素建	次に掲げる額を合算して得た金額
	進法第55	築物新築	(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が低炭素化
	条第1項の	等計画変	促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合し
	規定による	更認定申	ていることを示す書類が提出された場合
	低炭素建築	請手数料	ア 一戸建ての住宅 2,500円
	物新築等計		イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げ
	画の変更の		る区分に応じそれぞれに定める額
	認定の申請		(ア) 申請住戸数が1戸のもの 2,500円
	に対する審		(イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの
	査		5,000円
			(ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のも
			の 9,000円
			(エ) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内の
			もの 15,500円
			(オ) 申請住戸数が25戸を超えるもの
			26,000円
			ウ 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及
			び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞ
			れに定める額
			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内
			のもの 5,000円
			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
			えるもの 15,500円
			(2) (1)以外の場合
			ア 一戸建ての住宅 19,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げ
げる区分に応じそれぞれに定める額
(7) 申請住戸数が1戸のもの 19,000円
(イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの
33,000円
(ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のも
の 48,000円
(エ) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内の
もの 70,000円
(オ) 申請住戸数が25戸を超えるもの
101,500円
ウ 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じ
それぞれに定める額
(7) 床面積の合計が300平方メートル以内
のもの 55,500円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
えるもの 96,000円
エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分
及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれ
ぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内
のもの 125,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
えるもの 206,000円
用する場合を含む。)により、建築確認申請が同時にされたときは、別表第1の手
加, 5% 日 2 日 2 。) により、 建築確認中間が回時に された 2 さは、 別衣 第 1 の 子 数料を加える。
% ነገ ሮ //ዞ ሊ 'ፊ o

を 「

2	低炭素化促	低炭素建	次に掲げる額を合算して得た金額
	進法第55	築物新築	(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が低炭素化

Ţ

条第1項の	等計画変	促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合し
規定による	更認定申	ていることを示す書類が提出された場合
低炭素建築	請手数料	ア 一戸建ての住宅 2,500円
物新築等計		イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げ
画の変更の		る区分に応じそれぞれに定める額
認定の申請		(7) 申請住戸数が1戸のもの 2,500円
に対する審		(イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの
査		5,000円
		(ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のも
		の 9,000円
		(エ) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内の
		もの 15,500円
		(オ) 申請住戸数が25戸を超えるもの
		26,000円
		ウ 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及
		び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞ
		れに定める額
		(7) 床面積の合計が300平方メートル以内
		のもの 5,000円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
		えるもの 15,500円
		(2) (1)以外の場合
		ア 一戸建ての住宅 19,000円
		イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げ
		る区分に応じそれぞれに定める額
		(ア) 申請住戸数が1戸のもの 19,000円
		(イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの
		33,000円
		(ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のも
		の 48,000円
		(エ) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内の
		もの 70,000円 ・

			(オ)申請住戸数が25戸を超えるもの
			101, 500円
			ウ 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じ
			それぞれに定める額
			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内
			のもの 55,500円
			(1) 床面積の合計が300平方メートルを超
			えるもの 96,000円
			エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分
			及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれ
			ぞれに定める額
			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内
			のもの 125,000円
			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超
			えるもの 206,000円
3	低炭素化促	建築基準	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
	進法第53	関係規定	(1) 別表第1第1項に定める額
	条第1項の	適合の審	(2) 第1項に定める額
	規定による	査の申出	
	低炭素建築	を伴う低	
	物新築等計	炭素建築	
	画の認定の	物新築等	
	申請に対す	計画認定	
	る審査(低	申請手数	
	炭素化促進	料	
	法第54条		
	第2項の規		
	定による申		
	出を伴う申		
	請に限る。)		
4	低炭素化促	建築基準	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
	進法第55	関係規定	(1) 別表第1第1項に定める額

条第1項の	適合の審	(2)	第2項に定める額	
			ガムカにためる段	
規定による	査の申出			
低炭素建築	を伴う低			
物新築等計	炭素建築	2 9 9 9		
画の変更の	物新築等			
認定の申請	計画変更			
に対する審	認定申請			
查(同条第	手数料			
2項におい				
て準用する				
低炭素化促				
進法第54				
条第2項の				
規定による				
申出を伴う				
申請に限				
る。)				

に改める。

- 第2条 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。 別表第1第1項中
 - Г

床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	58,000円
法第6条第5項又は法第18条第4項の構造計算適合性判定を	159,000円
要する1の建築物ごとに構造計算が法第20条第2号イ又は第	
3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムによ	
り行われたもの以外のものに加算される金額	
法第6条第5項又は法第18条第4項の構造計算適合性判定を	110,000円
要する1の建築物ごとに構造計算が法第20条第2号イ又は第	
3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムによ	
り行われたものに加算される金額	

J

	1
床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	58,000円

に改め、同表第3項及び第4項中「第18条第14項」を「第18条第16 項」に改め、同表第12項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改 める。

別表第2中

を 「

Γ

1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項アに定める額 1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項イに定める額 1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項ウに定める額 1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項アに定める額に2分の1を乗じて得た額 1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項イに定める額に2分の1を乗じて得た額 1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項ウに定める額に2分の1を乗じて得た額

を 「

1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 別表第1第1項に定める額

- (2) 第1項アに定める額
- (3) 法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を併 せて申し出る1の建築物ごとに構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号 イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの以 外のもの 171,480円
- (4) 法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を併 せて申し出る1の建築物ごとに構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号 イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの

118,560円

1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

- (1) 別表第1第1項に定める額
- (2) 第1項イに定める額
- (3) ア(3)に定める額
- (4) ア(4)に定める額
 - 1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
- (1) 別表第1第1項に定める額
- (2) 第1項ウに定める額
- (3) ア(3)に定める額
- (4) ア(4)に定める額
- 1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
- 別表第1第1項に定める額
- (2) 第1項アに定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 第3項ア(3)に定める額
- (4) 第3項ア(4)に定める額

1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

- 別表第1第1項に定める額
- (2) 第1項イに定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 第3項ア(3)に定める額
- (4) 第3項ア(4)に定める額

1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

- (1) 別表第1第1項に定める額
- (2) 第1項ウに定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 第3項ア(3)に定める額

(4) 第3項ア(4)に定める額

に改める。

別表第3中

Γ

1	件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
(1)	別表第1第1項に定める額
(2)	第1項に定める額
1	件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
(1)	別表第1第1項に定める額
(2)	第2項に定める額

を

Г

1	件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
(1)	別表第1第1項に定める額
(2)	第1項に定める額
(3)	別表第2第3項ア(3)に定める額
(4)	別表第2第3項ア(4)に定める額
1	件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
(1)	別表第1第1項に定める額
(2)	第2項に定める額
(3)	別表第2第3項ア(3)に定める額
(4)	別表第2第3項ア(4)に定める額
L	

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 平成27年6月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

戸田市長 神 保 国 男

Ţ

別表第2(第2条関係)

,

長期優良住宅法関係事務手数料

手数料の種類			手数料の金額				
事務の種類		手数料の名称					
1	長期優良住	ア イ又はウに	1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、				
	宅建築等計	掲げる手数料	当該各号に定める額				
	画の認定の	以外の長期優	(1) 一戸建ての住宅 57,000円				
	申請に対す	良住宅建築等	(2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅				
	る審査	計画	127,000円				
			共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の				
			額を申請戸数で除した額(100円未満は、切捨て				
			とする。)が1戸の手数料となる。				
		イ 住宅の品質	1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、				
		確保の促進等	当該各号に定める額				
		に関する法律	(1) 一戸建ての住宅 6,000円				
		(平成11年	(2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅				
		法律第81	13,000円				
		号。以下この	共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の				
		表において	額を申請戸数で除した額(100円未満は、切捨て				
		「品確法」と	とする。)が1戸の手数料となる。				
		いう。) 第5条					
		第1項に規定					
		する登録住宅					
		性能評価機関					
		(以下この表					
		において「登					
		録住宅性能評					
		価機関」とい					
		う。)による技					
		術的審査を受					
		けた長期優良					

		住宅建築等計	
		画	
		ウ 品確法第6	1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、
		条第1項に規	当該各号に定める額
		定する設計住	(1) 一戸建ての住宅 23,000円
		宅性能評価書	(2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅
		(長期優良住	72,000円
		宅法第6条第	共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の
		1項第1号に	額を申請戸数で除した額(100円未満は、切捨て
		掲げる基準に	とする。)が1戸の手数料となる。
		適合している	
		ものに限る。	
		以下この表に	
		おいて同じ。)	
		の交付を受け	
		た長期優良住	
		宅建築等計画	
2	長期優良住	宅建築等計画の変	1件につき、前項に定める額に2分の1を乗じて
	更の認定の目	■請に対する審査	得た額
3	長期優良住	ア イ又はウに	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
	宅建築等計	掲げる手数料	(1) 別表第1第1項に定める額
	画の認定の	以外の長期優	(2) 第1項アに定める額
	申請に対す	良住宅建築等	
	る審査(長	計画	
	期優良住宅	イ 登録住宅性	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
	法第6条第	能評価機関に	(1) 別表第1第1項に定める額
	2項の規定	よる技術的審	(2) 第1項イに定める額
	による申出	査を受けた長	
	を伴う申請	期優良住宅建	
	に限る。)	築等計画	
		ウ 品確法第6	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

	1	1	
		条第1項に規	 (1) 別表第1第1項に定める額
		定する設計住	(2) 第1項ウに定める額
		宅性能評価書	
		の交付を受け	
		た長期優良住	
		宅建築等計画	·
4	長期優良住	ア イ又はウに	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
	宅建築等計	掲げる手数料	(1) 別表第1第1項に定める額
	画の変更の	以外の長期優	(2) 第1項アに定める額に2分の1を乗じて得た
	認定の申請	良住宅建築等	額
	に対する審	計画	
	查(長期優	イ 登録住宅性	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
	良住宅法第	能評価機関に	(1) 別表第1第1項に定める額
	6条第2項	よる技術的審	(2) 第1項イに定める額に2分の1を乗じて得た
	の規定によ	査を受けた長	額
	る申出を伴	期優良住宅建	
	う申請に限	築等計画	
	る。)	ウ 品確法第6	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
		条第1項に規	(1) 別表第1第1項に定める額
		定する設計住	(2) 第1項ウに定める額に2分の1を乗じて得た
		宅性能評価書	額
		の交付を受け	
		た長期優良住	
		宅建築等計画	
5	譲受人を決定	官した場合におけ	1件につき2,200円
	る認定を受い	けた長期優良住宅	
	建築等計画の	の変更の認定の申	
	請に対する審	译查	
6	地位の承継の	り承認の申請に対	1件につき2,200円
	する審査		

議案第14号

戸田市消防団条例の一部を改正する条例 戸田市消防団条例(昭和38年条例第39号)の一部を次のように改正する。 第1条中「団員」を「消防団員」に改める。

第3条を次のように改める。

(定員)

- 第3条 消防団員の定員は、次の各号に掲げる消防団員の種類に応じ、それぞ れ当該各号に定める定員の合計数とする。
 - (1) 次号に掲げる消防団員以外の消防団員(以下「基本団員」という。) 94人
 - (2) 特定の職務に限って従事する消防団員(以下「機能別団員」という。) 30人
- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政 令第346号)第4条第3項に規定する条例定員は、基本団員の定員とする。 第4条第2項各号列記以外の部分中「団員」を「消防団員」に改め、「の各号」 を削り、同項各号を次のように改める。
 - (1) 戸田市内に居住し、又は勤務する者であって、年齢18歳以上55歳未 満のもの
 - (2) 基本団員にあっては、志操堅固かつ身体強健な者であって、分団から推 薦されたもの
 - (3) 機能別団員にあっては、志操堅固かつ身体強健な者であって、機能別団 員として入団を希望するもの

第4条の次に次の1条を加える。

(消防団員の休団)

- 第4条の2 長期間消防団活動に従事することができない消防団員は、3年を 超えない範囲内で、消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすること ができる。
- 2 消防団員が休団をしようとするときは、あらかじめ団長にあっては市長、 団長以外の消防団員にあっては団長の承認を受けなければならない。
- 3 休団中の消防団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。
- 4 休団中の消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該消防団員 が属していた階級とする。

第5条の見出しを「(基本団員の定年)」に改め、同条第1項中「団員」を「基本団員」に、「60年」を「60歳」に改め、同項ただし書中「年齢65年」を「、年齢65歳」に改め、同条第2項及び第3項中「団員」を「基本団員」に 改め、同条の次に次の1条を加える。

(機能別団員の任期)

第5条の2 機能別団員の任期は、5年に満たない範囲内で団長が定める。

第6条中「団員」を「消防団員」に改める。

第7条中「団員」を「消防団員」に、「よる」を「定める」に改め、同条に次 のただし書を加える。

ただし、休団中の消防団員には、休団をした期間に応じて同表に定める報 酬を日割りにより計算した額を支給する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により報酬の額を算定する場合において、当該額に1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第8条第1項中「団員」を「消防団員」に改め、「別表第2の区分に従い」を 削り、「旅費」を「別表第2に定める旅費」に改め、同条第2項中「団員」を「消 防団員」に、「に出動した」を「の職務に従事した」に改め、「日額費用弁償」 の次に「として3,500円」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、1日の従事時間が4時間を超える場合は、3,500円を加算し て支給する。

第8条第3項中「団員」を「消防団員」に、「に出席した」を「の職務に従事 した」に改め、「日額費用弁償」の次に「として2,000円」を加え、同項に 次のただし書を加える。

ただし、1日の従事時間が4時間を超える場合は、2,000円を加算し て支給する。

第9条中「の各号による」を「に掲げるとおりとする」に改め、同条第1号 中「とりまとめて」を「取りまとめて」に改め、同条第2号中「3月、6月、 9月及び12月」を「6月、9月、12月及び翌年3月」に改める。

第10条中「団員」を「消防団員」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同 条第2号中「又は」を「、又は」に改め、同条第3号中「団員」を「消防団員」 に改める。

第12条第1項中「団員」を「消防団員」に改める。

第13条中「団員」を「消防団員」に改め、「居住地」の次に「又は勤務地」 を加え、「に、副団長又はその他の者」を「、団長以外の消防団員」に改める。 第14条中「団員」を「消防団員」に改める。

第15条中「団員」を「消防団員」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努めること。
- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令の下に組織を挙げて事に当たること。
- (3) 消防団員相互に敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎む こと。
- (4) 職務に関して金品の寄贈若しくは供応接待を受け、又はこれを請求する 等の行為をしないこと。
- (5) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体 を支持し、又はこれらに反対し、若しくは荷担しないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行 為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- (8) 消防団又は消防団員の名義をもって他人の訴訟又は紛議に関与しないこと。
- (9) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり職務のほかこれ を使用しないこと。
- 第16条(見出しを含む。)中「団員等」を「消防団員」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
 (経過措置)
- 2 改正後の第8条の規定は、施行日以後の費用弁償及び日額費用弁償について適用し、施行日前の費用弁償及び日額費用弁償については、なお従前の例による。

平成27年2月23日提出

別表第1 (第7条関係)

ßł	皆級	支給単位	報酬額			
基本団員	団長	年額	171,000円			
	副団長		142,000円			
	分団長		113,000円			
	副分団長		87,000円			
	部長		78,000円			
	班長		67,000円			
	団員		61,000円			
機能別団員	可員		5,000円			

[機肥別凹貝 |凹貝 別表第2(第8条関係)

区分	旅費							
階級	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃		日当	宿	泊料
団長等及び市長等の計算の例による。 3,000円14,000								000円
団員								

議案第15号

教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例等の一部を改正する条例

(教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするもの を定める条例の一部改正)

第1条 教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とする ものを定める条例(平成19年条例第24号)の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(戸田市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 戸田市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第25号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和39年条例第3 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項」 を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項」に、「基き」 を「基づき」に改める。

(戸田市海外留学奨学資金等給与条例の一部改正)

第4条 戸田市海外留学奨学資金等給与条例(昭和53年条例第5号)の一部 を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 教育委員会教育長
- (3) 学識経験者 若干名

第5条第1項第4号を削り、同条第2項中「前項第4号」を「前項第3号」 に改め、同条第3項中「第1項第1号から第3号まで」を「第1項第1号及 び第2号」に、「、その」を「その」に、「第4号」を「同項第3号」に改め る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月23日提出

議案第16号

戸田市学童等災害共済条例を廃止する条例

戸田市学童等災害共済条例(昭和44年条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
 (経過措置)
- 2 施行日前に発生した学童等の負傷、疾病、障害又は死亡に限り、戸田市学 童等災害共済条例第3条から第5条まで、第9条、第11条及び第12条の 規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定による経理処理は、一般会計で行うものとする。 (戸田市学童等災害共済基金条例の廃止)
- 4 戸田市学童等災害共済基金条例(昭和56年条例第5号)は、廃止する。 (戸田市特別会計条例の一部改正)
- 5 戸田市特別会計条例(昭和39年条例第8号)の一部を次のように改正す る。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを 1号ずつ繰り上げる。

平成27年2月23日提出

議案第17号

戸田市上戸田福祉センター再整備工事請負変更契約について

戸田市上戸田福祉センター再整備工事請負変更契約をするについて、議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第 9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工事名 戸田市上戸田福祉センター再整備工事
- 2 場 所 戸田市上戸田2丁目21番1外
- 3 工事内容 戸田市上戸田福祉センター再整備に伴う建築工事、電気設備 工事、機械設備工事及び外構工事
- 4 金 額 変更前 金1,745,280,000円
 変更後 金1,886,544,000円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金139,744,000円)
- 5 工 期 平成27年5月29日まで
- 6 契約者 さいたま市浦和区高砂3丁目7番2号
 株式会社エム・テック

代表取締役 松 野 浩 史

平成27年2月23日提出

議案第18号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上戸田地域交流センター
 戸田市立図書館上戸田分館
 指定管理者候補者の名称
- 東京都足立区足立4丁目28番10号 フレンドシップ上戸田共同事業体

3 指定する期間 平成27年9月1日から平成32年3月31日まで 平成27年2月23日提出